

集落活動センターポータルサイト構築等委託業務プロポーザル審査要領

集落活動センターポータルサイト構築等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「集落活動センターポータルサイト構築等委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 業務に対する考え方、業務全般 | 15点 |
| (2) 企画提案の内容 | 60点 |
| (3) 実施体制及びスケジュール | 15点 |
| (4) 経費見積 | 10点 |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
日時：平成27年3月27日(金)
場所：高知市内(審査会に参加する方に別途お知らせいたします。)
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1者20分以内とします。
 - ② プレゼンテーションの順番は、県への参加申込書の到着順とします。
 - ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 審査委員会の審査は、審査基準に基づいて、委員の合議で行います。

5. 委託先の候補者及び次点者の選定

- (1) すべての企画提案書のうち、総合評価点が最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者を委託先の候補者(以下「候補者」という。)として選定します。
- (2) 総合評価点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点

者として選定します。

- (3) 総合評価点が、最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者が2人以上となった場合は、見積もり額が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。なお、次点者が2人以上となった場合も、最高位の選定方法に準じて見積額が安価な者を次点者とします。

6. 審査結果報告書の作成

審査委員会では、審査結果報告書を作成し、各委員が署名するものとします。

7. その他

- (1) 審査のために配付した資料は、審査終了後、全て回収します。
- (2) 審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

審査基準

提案書項目				審査の視点	
審査項目			小項目		
大項目	配点				
1	業務に対する考え方、業務全般	15	1	本県の中山間地域対策	○本県の中山間地域対策の考え方や地域特性を踏まえた提案となっているか。
			2	システム（CMS）の利便性	○システムの利用者が容易にコンテンツを追加・更新できるものになっているか。
			3	ポータルサイトの構成等	○一般閲覧者が容易に欲しい情報にたどりつけるような工夫がされているか。
2	企画提案の内容	60	1	デザイン	○集落活動センターの取り組みや特産品、イベント情報等が効果的に閲覧者に伝わるようなデザインとなっているか。
			2	コンテンツ	○集落活動センターの組織体制や取り組みを効果的・効率的に発信するための提案がなされているか。 ○センターの所在地や視察ルート等が分かりやすく表示されているか。
			3	その他の提案	○その他、事業効果を高めるために有益となる独自の視点や提案が含まれているか。
3	実施体制及びスケジュール	15	1	実施体制	○業務を円滑に進めるための実施体制が確保されているか。 ○十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか。
4	経費見積	10	1	経費見積	○必要な事業経費が計上されているか。 ○求められる業務水準を実施するのに適正と認められるか。

附則

この要領は、平成27年3月4日から施行する。